

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A会社において業務用厨房機製造工として勤務していたが、平成〇年〇月〇日、業務を終え普通乗用車で帰宅途中、信号待ちのため停車していたところ、後続の普通貨物自動車に追突され（以下「本件事故」という。）、「頸椎捻挫、右肩打撲傷、末梢神経損傷」の負傷を負った。

請求人は、負傷当日から、B病院において療養を行っていたが、同年〇月〇日に実施されたMRI検査の結果、「右肩腱板断裂」の診断を受け、また、同年〇月に左肩関節のMRI検査を行ったところ、「左肩腱板断裂」の診断を受けた。

請求人は、負傷翌日から平成〇年〇月末までの間については就労していたが、両肩の痛みが強く、現場の仕事ができなかったとして、監督署長に同年〇月〇日から同年〇月〇日までの間の休業給付を請求したところ、監督署長は、請求人の「頸椎捻挫、右肩打撲傷、末梢神経損傷」に対する同年〇月〇日までの間の休業給付は支給したものの、両肩の腱板断裂については本件事故との間に相当因果関係は認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、平成〇年〇月〇日から同月〇までの間に係る休業給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は聴取書において、平成〇年〇月〇日以降については、両肩の痛みが強く、現場の仕事などができる状態にはなかったため休業した旨述べているが、主張に係る「両肩腱板断裂」が本件事故に起因するものと認められるか否かについては、決定書第2の2の(2)アからオまでに説示のとおりであり、当審査会としてもC医師が、要旨、「肩の腱板断裂については、受傷時の姿勢や肩の肢位、事故の状況よりみても、本災害により両肩の腱板が瞬時に、完全に断裂したと説明することは困難である」と述べた意見は妥当であり、本件事故に起因するとは認められないものと判断する。なお、監督署長は、「頸椎捻挫、右肩打撲傷、末梢神経損傷」に係る平成〇年〇月〇日から同月〇日までの間の休業給付については、適切な療養期間であるとして支給しているところであるが、D医師が意見書において、要旨、腱板断裂の有無にかかわらず、労働は可能であったと考えられる旨の所見を述べていることを踏まえると、当審査会は当該期間において休業を要しなかったものと判断せざるを得ない。

しかしながら、当審査会の審査は、請求人の不服申立ての範囲に限られ、また、原処分を請求人に不利益に変更する権限又は取り消す権限は有しないものであることを付言する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。